

JA柳川のご案内

平成25年度ディスクロージャー誌





柳川農業協同組合

〒832-0058

福岡県柳川市上宮永町425番地の1

TEL0944 (73) 6312 FAX0944 (72) 5189

目 次

I. ごあいさつ	1
II. 組合の沿革・歩み	2
III. 経営方針	
1. 経営理念	3
2. 経営方針	4
IV. 概況及び組織に関する事項	
1. 業務の運営の組織	6
◆組織機構図	6
◆組合員数及びその増減	7
◆組合員組織の概況	8
◆地区一覧	8
◆職員数	9
2. 理事及び監事の氏名及び役職名	
◆役員一覧	9
3. 事業所の名称及び所在地	
◆店舗一覧	10
V. 主要な業務の内容	
1. 全般的な概況	11
2. 各事業の概況	12
◆信用事業	
◆共済事業	
◆農業関連事業	
◆生活関連事項	
VI. 事業活動に関する事項	
1. 事業活動のトピックス	20
2. 農業振興活動	20
3. 地域貢献情報	20
4. 情報提供活動	20
5. リスク管理の状況	21
◆リスク管理体制	21
◆法令遵守体制	23
◆金融ADR制度への対応	24
◆金融商品の勧誘方針	25
◆個人情報の取扱い方針	26
◆内部監査体制	28
6. 自己資本の状況	28
◆自己資本比率の状況	28
◆経営の健全化の確保と自己資本の充実	28
VII. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
1. 決算の状況	29
◆貸借対照表	29
◆損益計算書	31
◆注記表	33
◆剰余金処分計算書	53

2. 財務諸表の正確性等にかかる確認	53
3. 最近の5事業年度の主要な経営指標	54
4. 利益総括表	55
5. 資金運用収支の内訳	55
6. 受取・支払利息の増減額	55
7. 自己資本の充実の状況	56
VIII. 直近2事業年度における事業の実績	
1. 信用事業	73
◆貯金に関する指標	73
◆貸出金に関する指標	73
◆為替	77
◆有価証券に関する指標	77
◆有価証券の時価情報等	78
2. 共済事業	79
IX. 直近2事業年度における事業の状況を示す指標	
1. 利益率	80
2. 貯貸率・貯証率	80

I. ごあいさつ

皆様方には、日頃より J A 柳川をご利用頂き、誠にありがとうございます。

当 J A をより深くご理解頂くため、ここに小冊子を作成いたしました。最近 1 年間の動きを中心に J A の概要、経営の現況などをご案内申し上げます。

国内経済は、アベノミクスによる民間消費や公共投資などの国内需要に牽引され、GDP はプラスの見込みとなった。しかしながら、農業においては円安による資材及び燃料の高騰による大変厳しい状況であります。

農政面では、政府は昨年 12 月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」をとりまとめ、農業・農村全体の所得を今後 10 年間で倍増させることを目指すこととしました。併せて、農業を足腰の強い産業としていくための「産業政策」と農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮をはかるための「地域政策」を車の両輪として、農地中間管理機構の創設、経営所得安定対策の見直し、水田フル活用と米政策の見直し、日本型直接支払制度の創設の 4 つの改革をすすめるとしています。

今般の見直しで、米の直接支払交付金の減額とあわせ、日本型直接支払制度の措置や飼料用米対策等が強化されました。米の直接支払交付金を減らして平成 29 年産まで続ける一方、飼料用米への助成を手厚くして作付転換を促し、主食用米の需給を調整する方針です。また、TPP をめぐる情勢は、交渉最大の山場を迎え予断を許さない状況にあります。

TPP は、関税撤廃の例外を認めない完全な自由貿易協定であるとともに、関税以外の金融・保険・医療・政府調達等が交渉対象となっており、農業のみでなく地域の経済、社会を崩壊に導くことは必至であります。

今後におきましても、TPP 交渉で不利益が生じないように運動を展開させていかなければなりません。

こうした状況下、各事業とも概ね達成することができ剰余金を計上することができました。これも組合員・地域住民の方々の J A に対する深いご理解とご支援の賜物と厚くお礼申し上げます。本年も農業・J A を取り巻く環境はたいへん厳しい状況にありますが、役職員一丸となって取り組んでまいりますので、組合員皆様のさらなるご支援とご協力をお願い申し上げます。

平成 26 年 7 月

代表理事組合長 成清 法作

Ⅱ. 組合の沿革・歩み

- 新生柳川農業協同組合発足
昭和60年4月、蒲池農業協同組合、昭代農業協同組合、柳川市農業協同組合、大和町農業協同組合、皿垣開農業協同組合の5つの農協が合併し、新生柳川農業協同組合が発足しました。
- 三橋町農業協同組合との合併
平成元年5月、三橋町農業協同組合と合併し、県下23構想の大型柳川農業協同組合が発足しました。
- J A統一マークの採用
平成3年全国農協大会において「農協21世紀への挑戦と改革」のスローガンのもとに麦穂マークもJ Aに変更イメージの一新に取り組むことが決議されました。
- 宅地建物取扱業務開始
平成6年2月より組合員の資産をより有利な条件で運用するため資産相談課を新設し、宅地建物取扱業務を開始しました。
- 営農センターの新規設立
平成7年4月より営農指導の強化、充実を図るため営農センターを新設しました。
- 店舗の統廃合
平成12年3月21日沖端出張所・東宮永出張所の柳川支所への統廃合を行いました。
- 介護福祉事業開始
平成12年4月1日より介護福祉法の制定に伴い、当J Aではヘルパーステーション「たんぼぼの会」による介護支援事業を開始しました。
- J A柳川寄覧館の新設
平成12年5月経済センターの店舗を増改築し、営業時間の延長による顧客のニーズに対応するため年中無休による店舗（愛称「J A柳川寄覧館」）を新設しました。
- 農産物直売所「ふれ愛の里」の新設
地域活性化を行うため、新鮮で安全な地元の農産物を地域消費者に供給することによって、消費者との交流を図り、地域の活性化に貢献するための農産物直売所（愛称「ふれ愛の里」）を平成12年12月23日オープンしました。
- 農家戸配送システムの導入
経済事業改革の一環として、平成16年7月より支所購買を廃止して購買事業を経済センターに一元化するとともに、配送業務を全農ふくれんに委託することにより、物流コストの削減を行い、組合員に価格メリットの還元を行いました。

- 葬祭事業の開始
平成17年4月より自宅葬を、7月には葬祭センター「おもひでホール」を新設し、会館葬を開始しました。
- 柳川農産物シンボルマーク「センドくん」の制作発表
柳川農産物を全国の消費者へPRするためのキャラクター「センドくん」の発表を行い有利販売へ向かってスタート致しました。
- 葬祭2号店開設
平成21年12月より葬祭センター「おもひでホール 柳川」を開設し組合員サービスの充実を図りました。
- 法事会館
平成22年10月より法事会館「偲ぶ庵」を開設し、組合員サービスの充実を図りました。
- 店舗の統廃合
平成24年5月1日西宮永出張所・両開出張所・柳川支所を統廃合して、新しい柳川支所を両開にオープンする。中島出長所は、大和支所に統合し、駅前支店は、三橋支所に統合される。
- デイサービスセンター
平成25年4月1日よりデイサービスセンターたんぼぼを開設し、組合員サービスの充実を図りました。

Ⅲ. 経営方針

1. 経営理念

「地域とともに歩むJA柳川」

行動指針（JA柳川5つの誓い）

- J A JAは、地域とのふれあいを大切にします。
- や やる気と笑顔で、組合員と共に行動します。
- な 何事も大切にします、取り組みます。
- が がんばる職場、夢ある職場をつくれます。
- わ 私が先に応えます。いらっしゃいませ、こんにちは。

基本方針

『組合員・地域住民の信頼と満足に応えるため、役員・職場がひとつになって考え、実践し、地域とともに歩むJAとして協同の輪を広げます。』

2. 経営方針

【営農部門方針】

平成25年12月、国は米政策の見直しを含む新たな農業・農村政策を発表しました。このことを踏まえ、JAグループとしても「地域営農ビジョン」実践運動を展開し、新たな農業・農村政策に積極的に取り組むこととしています。

本年度は、「JA柳川中期3ヵ年計画」（平成25年度～平成27年度）の2年目として、2年後の計画目標の達成に向けた検討を十分に重ね、取組みを実践してまいります。

営農部門では、食の安全・安心を基本とした「産地・生産基盤づくり」と明日の農業を築く「担い手づくり」を最重点に取り組めます。

「産地・生産基盤づくり」については、販売力の強化を図るため、需要に応じた品種誘導、老朽化したカントリーの集荷エリアの見直しや園芸品目集荷施設の一元化など集荷体制の再構築に向けた計画立案をさらに進め、東部エリアのカントリー再構築に着手します。また、組合員の所得向上のため、主力商品「柳川まめマヨ」を軸とした販路拡大を図り、市場規格に合わない農産物を活用した加工品の開発・販売を強化していきます。

「担い手づくり」については、制度に対応しながら経営体の経営安定化を図るため、認定農業者の育成と集落営農組織の法人化へのステップアップを支援します。

JAとしても営農指導・販売事業と組み合わせた新たな収益事業の確立を目指し、その体制づくりを検討します。

【経済部門方針】

経済部門では、「組合員の豊かな暮らし」を支える経済事業の展開と、お客様が集まる店舗づくりとして、店舗美化と接客対応のレベル及び専門知識の向上を図り、様々な相談に対応できる体制と、サービスの強化に努めます。

組合員・生産部会等、農業者の負託に応えられる経済事業を展開していくことについては、昨年度実施した「大豆・麦等緊急整備事業」における土壌改良剤の散布をきっかけとした、土壌改良剤のさらなる普及や久留米地区9JAによるプライベートブランド低コスト肥料の提供など、「土地利用型農業」の先進地を目的とした経済事業の強化と弾力的な価格設定や相談機能の強化により、組合員・生産部会員から「信頼」される経済事業を展開します。

また、組合員の健康志向、環境意識が高まる中、健康関連商品、太陽光発電システムなど環境に配慮した商品の提供、また「麗宝展」の開催など「組合員の豊かな暮らし」に貢献する生活関連事業の強化に努めます。

資材店舗「寄覧館」においては、お客様の利便性の向上を図るために、日・祭日営業を今後も続け、営農部門と連携し的確な情報を提供し、また、職員教育を充実させ、臨機応変な対応と相談機能を強化します。

農業機械事業では、整備の充実にも努めるとともに、農業機械作業安全講習会の実施など、ソフト面での対応を強化し、JAらしい事業を展開します。

また、燃料部門では、経営資源の集中によるサービスの向上、接遇の強化、店舗美化に努め、地域から選ばれる店舗（SS）づくりを展開します。

【生活部門方針】

生活部門では、組合員・地域住民が豊かで安心して暮らしやすい地域づくりに向けたくらしの活動を重点課題として取組みます。持続可能な地域農業の実現と並び、今後は福祉と健康を核とした高齢者生活支援に対する取組強化を図る必要があります。

安心で快適な生活を実現するため、葬祭事業、介護福祉事業において『おもてなし』と『JAらしさ』を活かした事業展開で利用者の「信頼」と「満足」を獲得し、「豊かで暮らしやすい地域社会づくり」と「組合員との絆づくり」をめざしていくことを目的とし、柳川市民7万人へまごころのこもったサービスを提供し「信頼」を構築します。

【金融部門方針】

金融部門においては、中期3ヵ年計画の2年度目にあたり、重点課題である『組合員・利用者から必要とされ地域の拠り所となる店舗づくり』と『組合員・利用者から信頼され良質かつ適切な対応のできる人材育成』の強化に向けた取組みを実施します。

地域に密着した一番身近な金融機関としてJAの魅力さをさらに高めるため、窓口の接客や専門知識の向上により店舗ごとのサービスの強化に取り組めます。

また、支所を起点とした組合員・利用者および地域住民の皆様へのきめ細やかな訪問活動・相談活動といった「JAファンづくり」活動強化に努め、利用者基盤の拡充に取り組めます。

金融部門は総合事業活動を活かし各部門との連携により、JA独自の魅力ある商品の企画販売や地域密着活動により組合員・地域住民との絆を強化し利用者の拡大に努め『信頼』されるJAを実現します。

【総務部門方針】

総務部門においては、「食」と「農」を通じ地域を支えるJAの役割実現にむけて、長期的な視点で「人づくり」、「JAファンづくり」、「経営基盤の強化」を重点に取組みます。

「人づくり」については「人づくり基本方針」の適正な運用でJAを取り巻く環境変化に対応出来る部門ごとの専門職員育成に取り組めます。次に「JAファンづくり」については、支所での取組み体制と本所によるサポート体制の確立により地域密着活動の更なる充実と「魅力ある店舗づくり」の実現に取り組めます。

次に「経営基盤の強化」については、県下3JA構想実現にむけたJA財務の健全化と収支改善に取り組むことと、将来を見据えて組合員と後継者に対する接点づくりを強化し、組合員基盤の拡充と関係強化に取り組めます。総務部門では「食」と「農」を活かしたJAらしい活動をJA全体の取組みとするため、リーダーシップの発揮と活力ある職場づくりを通じて職員の問題解決能力の向上に努め、組合員・地域住民との「信頼」を構築する取組みを強化します。

IV. 概況及び組織に関する事項

1. 業務の運営の組織 ◆組織図（平成26年4月1日現在）

◆組合員数及びその増減

(単位：人)

区 分		平成24年度	平成25年度	増減	
正組合員	個 人	6,724	6,657	△67	
	法 人	農事組合法人	2	2	0
		その他の法人	1	3	2
	計	6,727	6,662	△65	
准組合員	個 人	4,176	4,209	33	
	農 事 組 合 法 人	1	1	0	
	そ の 他 の 団 体	55	55	0	
	計	4,232	4,265	33	
合 計		10,959	10,927	△32	

◆出資口数及びその増減

(単位：口)

区 分	平成24年度	平成25年度	増減
正 組 合 員	1,153,299	1,146,038	△7,261
准 組 合 員	81,770	83,707	1,937
小 計	1,235,069	1,229,745	△5,324
処 分 未 済 持 分	9,389	9,512	123
合 計	1,244,458	1,239,257	△5,201

(摘 要) (1) 出資1口金額 1,000円

◆組合員組織の概況（平成26年3月31日現在）

（単位：人）

組 織 名	代 表 者 氏 名	構 成 員 数
農事組合	336組合	10,927
青年部	成清 孝信	76
女性部	藤丸 千春	1,163
フレッシュミズ	藤木 里枝香	4
たんぼぼのつどい	江口 克子	38
年金友の会	江崎 茂雄	5,484
なす部会	龍 正典	70
いちご部会	石川 義明	53
レタス部会	佐藤 哲郎	32
とまと部会	河島 芳朗	21
にら部会	龍 一広	8
アスパラガス部会	大淵 秀樹	34
ぶどう部会	山田 利廣	47
いちじく部会	石橋 久実	30
ひし部会	吉開 敏己	3
オクラ部会	北原 司	146
普通作研究会	高田 一利	20
い業部会	椛島 練二	21
もち部会（昭代）	太田 忠男	39
もち部会（三橋）	江口 卓己	215
肉牛部会	平川 貴大	1

◆地区一覧

柳川市一円の区域

◆職員数

(単位：人)

区 分		平成24年度末	平成25年度末		
			う ち 男	う ち 女	
正 職 員 数	一 般 職 員	169 (7)	170 (11)	129 (7)	41 (4)
	営 農 指 導 員	12 (0)	14 (0)	13 (0)	1 (0)
	生 活 指 導 員	1 (0)	2 (0)	0 (0)	2 (0)
	その他専門技術職員	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
小 計		183 (7)	186 (11)	142 (7)	44 (4)
常用		93 (10)	88 (8)	38 (6)	50 (2)
臨時・パート		5 (0)	5 (0)	0 (0)	5 (0)
派 遣		2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)
合 計		283 (17)	280 (19)	181 (13)	99 (6)

(注) () は、当該年度末退職者の数

2. 理事及び監事の氏名及び役職名

◆役員一覧

(平成26年3月末現在)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代表理事組合長	成 清 法 作	理 事	平 川 光 信
代表理事専務	新 谷 一 廣	理 事	山 口 安 雄
常 務 理 事	木 下 和 光	理 事	川 嶋 守
理 事	廣 松 茂 年	理 事	島 添 茂 樹
理 事	與 田 茂 好	理 事	大 橋 修
理 事	篠 倉 智 文	理 事	藤 丸 軍 一
理 事	木 原 八 廣	理 事	小 宮 カヲル
理 事	高 田 鶴 彦	理 事	藤 丸 千 春
理 事	宮 川 俊 夫		
理 事	高 田 一 利	代 表 監 事	與 田 義 之
理 事	古 賀 章	常 勤 監 事	田 中 昭 夫
理 事	三 小 田 由 勝	監 事	北 原 利 治
理 事	大 津 敏 男	監 事	江 口 重 信
理 事	荒 牧 小 一 郎	監 事 (員 外)	本 木 芳 夫

3. 事業所の名称及び所在地

◆店舗一覧

(平成26年3月末現在)

店 舗 名	住 所	電 話 番 号	CD・ATM 設置台数
本 所	〒832-0058 柳川市上宮永町425-1	0944-73-6312	ATM 1 台
蒲 池 支 所	〒832-0007 柳川市金納543	72-9233	な し
昭 代 支 所	〒832-0089 柳川市田脇843	73-6241	ATM 1 台
柳 川 支 所	〒832-0058 柳川市上宮永町425-1	73-6311	な し
大 和 支 所	〒839-0253 柳川市大和町鷹ノ尾148	76-3009	ATM 1 台
皿 垣 開 支 所	〒839-0261 柳川市大和町皿垣開510	76-0211	ATM 1 台
三 橋 支 所	〒832-0814 柳川市三橋町垂見6-1	73-6131	ATM 1 台

店舗外CD設置台数 2台

- ・スーパーマルマツ店
- ・柳川市役所前（各金融機関と共有）

V. 主要な業務の内容

1. 全般的な概況〔取組みとその結果・実績及び対処すべき課題〕

平成25年度の経済情勢については、「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」といった「三本の矢」による一体的な取組みの下、個人消費などの支出の増加が生産の増加につながり、それが雇用・所得の増加をもたらすという実体経済の好循環の動きが始まりつつあるが、地方への経済実態波及の遅れや消費税増税の影響など充分注視すべきである。

このような中、TPP交渉においては、交渉参加を表明したが、各国の意見対立が解消できず、2013年内の交渉妥結には至らなかった。安倍首相は、「農産品の重要5品目については、衆参農林水産委員会の決議を受け止めて全力で交渉にあたる」との交渉姿勢を貫いているため、今後も一貫した姿勢で交渉にあたるように働きかけると同時に、引き続き、TPPネットワーク団体など幅広い団体との連携を図り、国民運動を展開してまいります。

このような状況の中、JA柳川では、平成25年度が中期経営計画（25年～27年）の初年度であり、長期ビジョン「私たちは食と農を通じて地域を支え、組合員・利用者から信頼される事業を展開し誇りあるJAを目指します」を実現し、営農指導の強化による組合員の農業所得拡大を進めてまいりました。

事業収支は、概ね計画を達成することができました。これも組合員をはじめ各組織及び地域住民のご理解とご協力の賜物であり深く感謝するとともに厚くお礼申し上げます。

以下、部門ごとに事業実績を報告いたします。

2 事業成績の推移

(1) 事業全般

(単位：千円)

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度
事業利益	106,528	242,642	276,121	231,677
経常利益	140,635	276,634	312,969	280,577
当期剰余金	139,276	176,578	156,846	195,163
総資産	74,786,702	78,969,434	80,609,338	80,490,703
純資産	4,526,369	4,779,742	5,034,187	5,203,309

2. 平成25年度各事業の概況〔活動・実績〕

◆信用事業

信用事業は、貯金・貸出・為替など、いわゆる金融業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、JA・県信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。全国網の大きな安心感と、JAならではの地域に密着した視野を持ち、地域におけるナンバーワンかつオンリーワンの金融機関を目指しています。

◇貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまや事業主のみなさまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、スーパー定期、定期貯金、総合口座などの各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用いただいております。

◇貸出業務

組合員への貸出をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金を貸出しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへも貸出し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、住宅金融支援機構、(株)日本政策金融公庫の融資の申込みのお取次ぎもしています。

・貸出金残高（平成26年3月末）

単位；百万円

組合員等	地方公共団体等	その他	計
7,831	4,455	1,231	13,517

・制度融資

(単位；百万円)

資金名	制度の概要・主旨	平成25年度実績
制度融資 農業近代化資金	農業機械、農業設備を充実させるため融資する資金	210

◇為替業務

全国のJA・県信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などへの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

◇国債窓口販売

国債（利付・割引国庫債券）の窓口販売の取扱いをしています。

◇サービス・その他

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービスなどをお取り扱いしています。

また、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫などでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

○商品一覧のご案内

【貯金業務】

種 類	期 間	預入金額	特 徴
総 合 口 座	出し入れ自由	1円以上	普通貯金と定期貯金を一冊の通帳にセットでき、また、必要時に定期貯金から自動借入もできる便利な口座です。給与年金等の自動受取や公共料金等の自動支払もできます。
当 座 貯 金	出し入れ自由	1円以上	支払は小切手で行います。
普 通 貯 金	出し入れ自由	1円以上	いつでも預入や払戻のできる貯金です。給与年金等の自動受取や公共料金等の自動支払もできます。
貯 蓄 貯 金	出し入れ自由	1円以上	一定金額以上の残高があれば普通貯金より高い金利がつきます。普通貯金のように自動支払や自動受取はできません。
定 期 積 金	6ヶ月以上 5年以内	1,000円以上	一定期間、一定額の掛金を積み立てます。満期日にまとまった金額をお受取になれます。
期 日 指 定 定 期 貯 金	1年以上 3年以内	1円以上 300万円以内	1年間の据え置き期間後、満期日を指定する時は1ヵ月前のご連絡でいつでもお引き出しになれます。
スーパ一定 期 貯 金	1ヵ月以上 5年以内	1円以上	自由金利で、金額・期間に合わせてお選び頂けます。
大 口 定 期 貯 金	1ヵ月以上 5年以内	1,000万円以上	1,000万円以上のまとまった資金をお預け頂くのに有利です。
変 動 金 利 定 期 貯 金	1年以上 3年以内	1円以上	6ヶ月ごとに金利を見直します。

【貸出業務】

区分	資金名	資金用途
手形貸付	貯金担保貸付	定期貯金、定期積金等を担保として、貯金残高の範囲内まで借入れができます。
	共済担保貸付	ご加入の共済を担保として、共済解約返戻金の70%以内まで借入れができます。
証書貸付	住宅ローン	住宅の新築、購入又は増改築や住宅金融公庫等からの借換資金としてご利用いただけます。
	リフォームローン	住宅の増改築、改装補修や住宅関連施設の資金としてご利用いただけます。
	フリーローン	ご結婚・ご旅行等の生活資金としてご利用いただけます。ただし、事業資金・負債整理資金等は除きます。
	教育ローン	進学されるお子様の入学金・授業料・学費など教育に関する資金としてご利用いただけます。
	マイカーローン	自動車購入(中古も含む)、購入時に必要な資金等にご利用いただけます。
	農機ハウスローン	農機具・パイプハウス等の購入資金をご利用いただけます。
	営農資金	組合員の皆様が農地・施設・機械等を取得される時にご利用になれます。
	生活改善資金	生活合理化施設改善・相続税納付等にご利用いただけます。
	一般資金	組合員の皆様の出費の際にご利用になれます。ただし、負債整理資金は除きます。
農業外事業資金	組合員の皆様が、農業外事業経営に必要な設備資金等にご利用いただけます。ただし、風俗営業等は除きます。	
貸越	総合口座貸越	総合口座に定期貯金をセットすることで、定期貯金残高の90%以内で最高500万円以内の自動融資がご利用いただけます。
	カードローン	借入れ限度額以内で、必要なときにカード一枚で簡単便利に繰り返し借入れができます。
制度資金	農林漁業金融公庫資金(スーパーL資金等)、農業近代化資金、農業改良資金、住宅金融支援機構、(株)日本政策金融公庫の取り扱いを行なっています。取扱いは、各資金の要綱によります。	

【振込手数料】

区		分	系統 J A あて		他金融機関
窓 口 振 込	電信扱	3 万円未満 一件につき	324		648
		3 万円以上 一件につき	540		864
	文書扱	3 万円未満 一件につき	324		648
		3 万円以上 一件につき	540		864
インターネット 振込	電信扱	3 万円未満 一件につき	県内	県外	324
			108	216	
		3 万円以上 一件につき	216	324	432

【代金取立手数料】

区		分	本支店	県内系統	県外系統	他行
代金取立	至急扱	一通につき	214	540	648	1,080
	普通扱	一通につき	216	540	648	864
区		分	系統 J A 宛		他金融機関	
その他	送金・振込の組戻料 一件につき		1,080		1,080	
	不渡手形返却料 一通につき		1,080		1,080	
	取立手形組戻料 一通につき		1,080		1,080	
	取立手形店頭呈示料 一通につき		1,080		1,080	
	離島回金料		無料		無料	

※平成26年4月1日現在の手数料です。詳しい事は、窓口にお尋ねください。

◆共済事業

組合員、地域住民一人ひとりの保障を早期に確立するため、生命の保障として生命総合共済の販売、建物、動産の保障として建物更生共済、豊かな老後の為の年金共済、介護共済、交通事故の示談代行の為に車両共済・対人・対物賠償のセット加入、更に自賠責共済を積極的に推進いたしております。

◆経済事業

営農販売体制及び経済事業基盤の充実、強化により「ゆとりある農業と豊かな暮らしの実現」をめざし、地域に根ざした事業活動を展開いたしております。

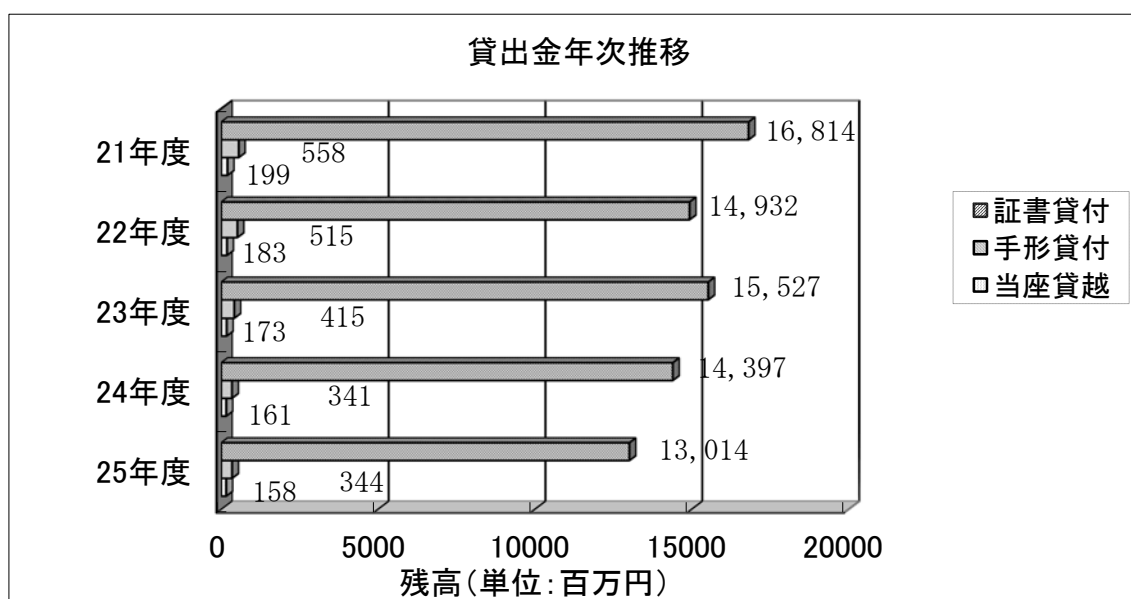
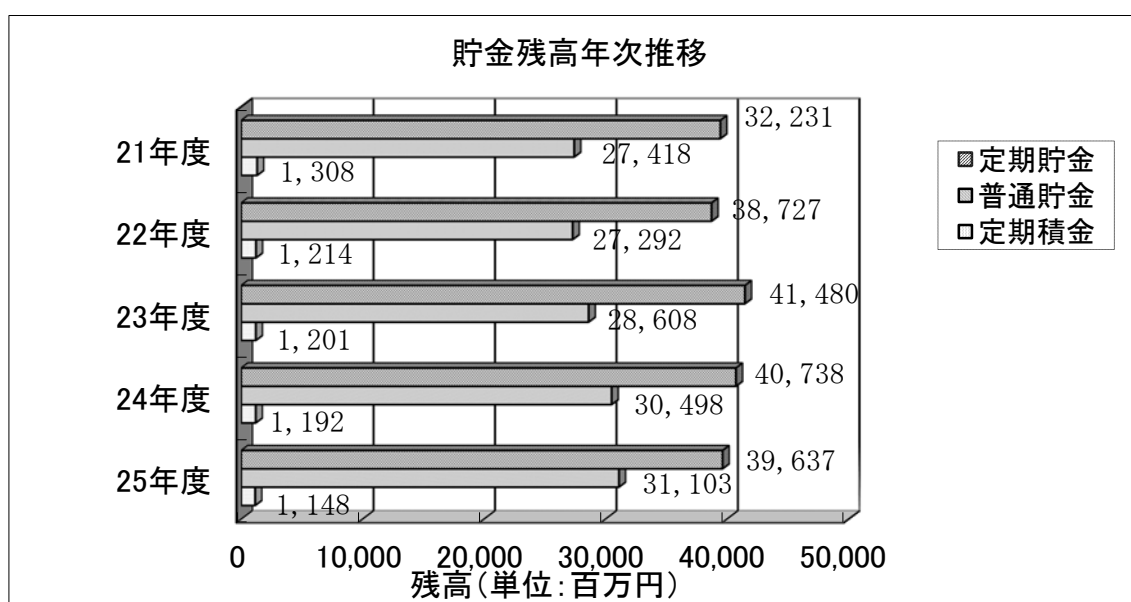
● 業 績

現在のJAバンクを取り巻く情勢は、政策・制度面において政権交代後のTPP交渉や規制制度改革等の議論を受け、農業や農協組織のあり方が問われる可能性が高まり、先行きが懸念される状況にあります。

こうした情勢のもと、信用事業は地元密着金融機関として組合員並びに利用者との関係強化、さらなるお客様満足度の向上とJAファンの拡大を目指してきました。

昨年度もJA独自商品である「しあわせ定期」「苺積金」をはじめ県内統一商品である「JA貯金王 Super」等の推進、年金獲得強化運動を行い貯蓄増強に取り組みました。

貸出金については、組合員及び地域住民のより高いニーズに応えるため、毎週日曜日に「日曜ローン相談会」を実施致しました。



(1) 購買事業

<買取購買品取扱実績>

(単位：円)

種 類		購買品供給高
生産 資材	肥 料	575,338,769
	農 薬	345,126,654
	飼 料	9,230,844
	農 業 機 械	242,084,854
	自 動 車	131,834
	石 油 類	1,008,486,607
	そ の 他	520,344,423
	小 計	2,700,743,985
生活 物資	食 米	32,541,527
	一 般 食 品	42,156,381
	耐 久 資 材	78,170,173
	日 用 品	38,499,686
	L P G	166,453,346
	小 計	357,821,113
合 計		3,058,565,098

(4) 販売事業

①受託販売品取扱実績

(単位：円)

種 類	取 扱 高
米	1,136,466,635
麦 ・ 雑 穀	843,043,136
野 菜	2,499,441,336
果 実	103,738,611
花 卉	3,944,590
い 製 品	43,274,820
肉 牛	29,117,553
直 売 所	65,466,575
合 計	4,724,493,256

②買取販売品取扱実績

(単位：円)

種 類	販 売 高
直 売 所	5,909,217
計	5,909,217

(5) 指導事業

(単位：円)

項 目		金 額
収 入	賦 課 金	15,149,415
	指導事業補助金	2,163,400
	実 費 収 入	1,807,108
	計	19,119,923
支 出	営 農 改 善 費	38,105,410
	生活文化改善費	3,286,332
	教 育 情 報 費	6,527,996
	指 導 雑 費	4,277,130
	計	52,196,868
差 引		▲33,076,945

(6) その他の事業

(単位：円)

項 目		金 額
収 益	加 工	21,880,544
	育 苗	51,457,532
	農 機	41,356,435
	床土センター	2,746,418
	大豆選別	57,963,438
	堆肥センター	685,715
	カントリー	461,526,319
	農地円滑化事業	6,595,213
	園芸リース	34,859,955
	資産相談	10,397,858
	福祉・介護	101,106,598
	葬 祭	423,035,303
	計	1,213,611,328
費 用	加 工	19,477,178
	育 苗	33,517,429
	農 機	37,270,329
	床土センター	250,923
	大豆選別	14,365,332
	堆肥センター	234,266
	カントリー	130,519,569
	農地円滑化事業	6,595,213
	資産相談	8,961,098
	福祉・介護	34,271,800
	葬 祭	251,024,066
	計	536,487,203
差 引	677,124,125	

VI. 事業活動に関する事項

1. 事業活動のトピックス

- ◆ J A 柳川独自金融商品「しあわせ定期」「苺積」を発売いたしました。
- ◆ ローン日曜相談会の開催
毎週日曜日、本所でローン相談会を開いています。
マイカー購入、マイホーム新築・改築、大学進学等で必要な資金調達等のご相談やアドバイスを行なっています。
- ◆ 女性部グラウンドゴルフ大会
J A 女性部は毎年、秋グラウンドゴルフ大会を開いて会員の親睦と融和に努めています。
- ◆ 年金友の会ゲートボール・グラウンドゴルフ大会
J A 年金友の会は毎年、ゲートボール大会・グラウンドゴルフ大会を開いて会員の親睦と健康管理増進に努めています。
- ◆ ごてづくり農園の開催

2. 農業振興活動

- ◆ 柳川農業まつりの開催

3. 地域貢献情報

- ◆ 社会貢献活動（社会的責任）
 - ・ 各種募金活動・公益団体等への寄附
 - ・ 献血運動
 - ・ J A 柳川カップ小学生バレーボール大会の開催
- ◆ 地域貢献情報
 - ・ 柳川市民まつりへの参加
 - ・ ミニデイサービスの開催
 - ・ 年金相談会の開催
 - ・ 税理士等による相談会の開催
- ◆ 地域密着型金融への取り組み
 - ・ 担い手育成支援資金による資金供給

4. 情報提供活動

- ◆ J A 広報誌「J A 倶楽部」を毎月発行し金融、営農・生活などの情報を組合員へ提供しています。
- ◆ 平成17年7月よりホームページを立ち上げ、J A の組織や事業のご案内、また生活及び営農情報等を提供しています。

5. リスク管理の状況

◆リスク管理の体制

◇リスク管理の基本方針

組合員・利用者の皆様に安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、経営リスク管理委員会を設置し、以下の事項につき検討を行っています。

- ① 事業・部門別、場所別経営リスクの分類確認に関する事項
- ② 経営諸リスクの整理対策計画に関する事項
- ③ 経営諸リスクの整理対策進捗状況に関する事項
- ④ コンプライアンス態勢の確立に関する事項
- ⑤ コンプライアンス関連の諸問題への対策に関する事項
- ⑥ その他目的達成に必要な事項

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

(1) 信用リスク管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(2) 市場リスク管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する運用会議を定期的で開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買等を行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(3) 流動性リスク管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について日次・月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当 JA では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

(5) 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 JA では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、内部監査・自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、事務リスク管理規程に基づき発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

(6) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 JA では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「不測事態対応計画」を策定しています。

◆法令遵守体制

◇コンプライアンス基本方針

当組合では、以下のようなコンプライアンスの基本方針を制定し、コンプライアンスを重視した経営に取り組んでいます。

(1) 社会的責任と公共的使命の認識

当JAのもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全な事業運営の徹底を図ります。

(2) 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を活かしたニーズに適した質の高いサービスの提供を通じて、組合員・利用者及び地域社会の発展に寄与します。

(3) 法令やルール of 厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に反することのない、公正な事業運営を行います。

(4) 反社会勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除します。

(5) 透明性の高い組織風土の構築と社会とのコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築します。

◇コンプライアンス運営体制

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、経営リスク管理委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、コンプライアンス統括責任者、担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実行ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談の窓口を設置しています。

◇平成25年度の取り組み事項

(1) 役職員に対するコンプライアンス研修会の実施

(2) コンプライアンス等体制の整備及び周知

(3) 個人情報保護に関する体制整備

(4) 苦情処理対応要領に基づく苦情等報告の徹底

(5) 連続職場離脱実施要領に基づく適正な職場離脱の実施

(6) コンプライアンス・プログラム実施状況の検証と見直し

◇平成26年度の取り組み事項

(1) 役職員に対するコンプライアンス研修会の実施

(1) 役職員教育の実施

- ① 役員研修
- ② コンプライアンス責任者研修
- ③ コンプライアンス担当者研修
- ④ 一般職員研修
- ⑤ 全体職員研修
- ⑥ 新入職員研修

(2) 組合員組織会計に関する点検の実施

(3) 連続職場離脱実施要領に基づく信用・共済部門に対する職場離脱の実施

(4) 苦情処理対応要領に基づく苦情等報告の徹底

(5) 個人データ取扱台帳の整備と定期的な見直し

(6) コンプライアンス・プログラム実施状況の検証と見直し

◆金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をチラシ等で公表するとともに、JAグループ福岡総合相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口（電話：0944-73-6312（月～金 9時～5時））

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

福岡県弁護士会 天神弁護士センター（電話：092-741-3208）

福岡県弁護士会 北九州法律相談センター（電話：093-561-0360）

福岡県弁護士会 久留米センター（電話：0942-30-0144）

①の窓口またはJAグループ福岡総合相談所（電話：092-711-3855）にお申し出ください。

なお、福岡県弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

・共済事業

(社)日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

(財)自賠責保険・共済紛争処理機構（電話：本部03-5296-5031）

(財)日弁連交通事故相談センター（電話：本部03-3581-4724）

(財)交通事故紛争処理センター（電話：東京本部03-3346-1756）

《 金融商品の勧誘方針 》

当組合は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金・共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆様の立場にたった勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めます。

- (1) 組合員・利用者の皆様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- (2) 組合員・利用者の皆様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- (3) 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。
- (4) お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆様にとって不都合と思われる早朝・深夜の時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
- (5) 組合員・利用者の皆様に対し、適切な勧誘が行われるよう役職員の研修の充実に努めます。

《 個人情報保護方針 》

柳川農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。個人情報とは、法第2条第1項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を取扱います。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データを利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ役職員および委託先を適正に監督します。個人データとは、法第2条第4項が規定する、個人情報データベース等（法第2条第2項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

6. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保険医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、法第2条第5項に規定するデータをいいます。

8. 苦情窓口

当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取組み、そのための内部体制の整備に努めます。

9. 継続的改善

当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

《 情報セキュリティ基本方針 》

柳川農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- 1) 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- 2) 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
- 3) 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- 4) 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- 5) 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◆内部監査体制

当 JA では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理体制の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JA の本所・支所のすべてを対象とし、年間の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は、代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

6. 自己資本の状況

◆自己資本比率の状況

当 JA では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成 26 年 3 月末における自己資本比率は、17.85%となりました。

◆ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 JA の自己資本は組合員の普通出資によっています。

・普通出資による資本調達額 1, 239 百万円（前年度 1, 244 百万円）

当 JA は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を正確に算出して、当 JA が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

Ⅶ. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

1. 決算の状況

◆貸借対照表

(単位：千円)

資産の部	平成24年度	平成25年度
信用事業資産	72,072,119	72,026,744
現 金	324,849	194,821
預 金	52,895,225	54,429,365
有価証券	3,949,429	3,904,391
貸出金	14,900,803	13,517,056
その他信用事業資産	80,594	38,510
貸倒引当金	△78,781	△57,399
共済事業資産	4,808	8,684
共済貸付金	4,772	8,611
その他共済事業資産	36	73
経済事業資産	1,840,249	1,939,542
経済事業未収金	737,513	810,208
経済受託債権	958,799	1,047,042
棚卸資産	179,698	132,672
その他経済事業資産	33,091	39,419
貸倒引当金	△68,852	△89,799
雑資産	478,359	429,372
固定資産	4,118,201	3,987,849
土 地	2,372,295	2,364,077
減価償却資産	10,053,713	10,028,473
減価償却累計額	△8,310,249	△8,406,496
無形固定資産	2,442	1,795
外部出資	2,095,602	2,098,512
繰延税金資産	0	0
資産合計	80,609,338	80,490,703

(単位：千円)

負債及び純資産	平成24年度	平成25年度
信用事業負債	72,550,799	72,256,277
貯金	72,429,371	72,106,687
借入金	35,433	29,827
その他信用事業負債	85,995	119,763
共済事業負債	495,466	467,834
共済借入金	4,772	8,611
共済資金	309,624	289,862
未経過共済付加収入	36	73
その他共済事業負債	181,034	169,288
経済事業負債	1,584,283	1,635,008
経済事業未払金	208,513	285,401
経済受託債務	1,347,310	1,317,218
その他経済事業負債	28,460	32,389
雑負債	324,669	300,741
諸引当金	230,757	244,931
賞与引当金	88,109	94,370
退職給付引当金	115,409	117,462
役員退職慰労引当金	27,239	33,099
繰延税金負債	19,079	14,689
再評価に係る繰延税金負債	370,097	367,914
負債合計	75,575,150	75,287,394
組合員資本	4,089,622	4,272,807
出資金	1,244,458	1,239,257
利益剰余金	2,854,553	3,043,062
利益準備金	1,218,777	1,258,777
その他利益剰余金	1,635,776	1,784,285
信用事業基盤強化積立金	370,000	380,000
教育積立金	100,000	100,000
宅地等供給事業強化積立金	48,000	48,000
固定資産減損積立金	155,360	155,360
C E施設整備積立金	350,000	450,000
特別積立金	403,167	403,166
当期末処分剰余金	209,249	247,759
(うち当期剰余金)	156,846	195,163
処分未済持分	△9,389	△9,512
評価・換算差額等	944,566	930,502
その他有価証券評価差額金	211,561	203,194
土地再評価差額金	733,005	727,308
純資産合計	5,034,188	5,203,309
負債及び純資産合計	80,609,338	80,490,703

◆損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成24年度	平成25年度
信用事業収益計	661,122	638,500
資金運用収益	615,642	598,484
役務取引等収益	13,935	14,288
その他事業直接収益	14,013	0
その他経常収益	17,532	25,728
信用事業費用計	112,438	83,381
資金調達費用	37,496	32,592
役務取引等費用	4,500	5,380
その他経常費用	70,442	45,409
信用事業総利益	548,684	555,119
共済事業収益	483,042	454,729
共済事業費用	32,497	31,350
共済事業総利益	450,545	423,379
購買事業収益	2,775,851	3,151,247
購買事業費用	2,364,917	2,753,161
購買事業総利益	410,934	398,086
販売事業収益	163,768	175,626
販売事業費用	25,381	33,148
販売事業総利益	138,387	142,478
加工事業収益	29,710	21,880
加工事業費用	24,444	19,477
加工事業総利益	5,266	2,403
利用事業収益	688,522	657,191
利用事業費用	211,464	222,753
利用事業総利益	477,058	434,438

(単位：千円)

科 目	平成24年度	平成25年度
葬祭事業収益	433,146	423,035
葬祭事業費用	253,165	251,024
葬祭事業総利益	179,981	172,011
その他事業収益	78,412	111,504
その他事業費用	36,451	43,233
その他事業総利益	41,961	68,271
指導事業収入	22,998	19,120
指導事業支出	58,798	52,196
指導事業収支差額	△35,800	△33,076
事業総利益	2,217,016	2,163,109
事業管理費	1,940,894	1,931,432
人件費	1,331,695	1,354,918
減価償却費	374,978	342,538
その他事業管理費	234,221	233,976
事業利益	276,122	231,677
事業外収益	58,060	59,427
事業外費用	21,212	10,527
経常利益	312,970	280,577
特別利益	86,407	51,083
特別損失	152,939	57,576
税引前当期利益	246,438	274,084
法人税・住民税	89,592	78,921
当期剰余金	156,846	195,163
当期首繰越剰余金	68,490	46,898
資産査定基準変更対策積立金取崩額	40,000	0
土地再評価差額金取崩額	△56,087	5,697
当期末処分剰余金	209,249	247,758

◆注記表等

○平成24年度注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法（施行規則第126条第1項第1号）

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

関連会社株式

移動平均法による原価法

その他の有価証券（時価があるもの）

期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

購入品 …………… 売価還元法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

加工品 …………… 最終仕入原価法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

葬祭品 …………… 最終仕入原価法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

宅地（販売用不動産） …………… 個別法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

印紙、証紙 …………… 個別法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

販売品 …………… 最終仕入原価法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法（施行規則第126条第1項第2号）

(1) 有形固定資産

①建物

a) 平成10年3月31日以前に取得したもの …………… 旧定率法

b) 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの …… 旧定額法

c) 平成19年4月1日以後に取得したもの …………… 定額法

②建物以外

a) 平成19年3月31日までに取得したもの …………… 旧定率法

b) 平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得したもの---
…………… 定率法（250%定率法）

c) 平成24年4月1日以後に取得したもの …………… 定率法（200%定率法）

耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

(2) 無形固定資産 …………… 定額法

自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

3. 引当金の計上基準（施行規則第126条第1項第5号）

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）については、それぞれ過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率に基づき算出した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。なお、この基準に基づき、当期は税法繰入限度額により算定した金額を計上しています。

破綻懸念先債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率に基づき算出した金額を計上しています。

実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権額から早期処分を前提とした担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引当てています。

なお、すべての自己査定は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当期に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、当JAは職員数300人未満の小規模企業等に該当するため、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号平成11年9月14日）により簡便法を採用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

4. リース取引の処理方法（施行規則第126条第1項第7号）

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、平成20年3月末以前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法（施行規則第126条第1項第9号）

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

II 会計方針の変更に関する注記（施行規則第126条の2）

（減価償却方法の変更）

法人税法改正に伴い、当事業年度より平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しています。

これにより、従来の方法と比べて、当事業年度の事業管理費が4,171,399円減少し、事業利益、経常利益、税引前当期利益が同額増加しています。

Ⅲ 表示方法の変更に関する注記（施行規則第 126 条の 3）

従来、直売所における取引高については、収益を利用事業収益、費用を利用事業費用に含めて表示していましたが、事業別の損益をより適正に表示するため、当事業年度より販売事業収益及び販売事業費用に含めて表示することとしました。

また、農業倉庫事業については、本年度に事業を中止したため、一部発生した収益及び費用は、その他事業収益及び費用に含めて表示することとしました。

Ⅳ 貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の圧縮記帳額（施行規則第 127 条第 1 項第 2 号）

有形固定資産の取得価格から控除している圧縮記帳額は、4,053,298,371円であり、その内訳は次のとおりです。

(種類) 建 物	(圧縮記帳累計額)	1,271,594,209円
(種類) 建物附属設備	(圧縮記帳累計額)	24,900,104円
(種類) 構 築 物	(圧縮記帳累計額)	576,422,394円
(種類) 機 械 装 置	(圧縮記帳累計額)	2,116,370,455円
(種類) 車 両 運 搬 具	(圧縮記帳累計額)	3,991,000円
(種類) 器 具 備 品	(圧縮記帳累計額)	46,833,846円
(種類) 土 地	(圧縮記帳累計額)	13,186,363円

2. リース契約により使用する重要な固定資産（施行規則第 127 条第 1 項第 4 号）

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している重要な固定資産（平成 20 年 3 月 31 日以前契約締結のもの）として以下のものがあります。

① リースで使用している資産

(種類) 車両運搬具 1 台

② リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額及び期末残高相当額

(単位：円)

種 類	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
車両運搬具	4,900,000	4,900,000	0
合 計	4,900,000	4,900,000	0

③ 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	1,030,132 円
支払利息相当額	56,868 円
減価償却費相当額	816,660 円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を 0 とする定額法によっています。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっています。

3. 担保に供されている資産（施行規則第 127 条第 1 項第 6 号）

① 以下の資産は、為替決済等の取引の担保として信連に差し入れています。

(種類) 預 金 (金額) 580,000,000円

4. 役員に対する金銭債権債務（施行規則第 127 条第 1 項第 11 号・第 12 号）

理事及び監事に対する金銭債権の総額 金銭債権の総額 29,898,494円

5. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳（施行規則第 127 条第 3 項第 1 号イ）

貸出金のうち、リスク管理債権に該当する金額は 247,255,517 円であり、その内訳は次のとおりです。

（単位：円）

種類	残高
破綻先債権	17,393,083
延滞債権	223,619,211
3ヶ月以上延滞債権	6,243,223
貸出条件緩和債権	0
合計	247,255,517

注 1：破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じているものをいう。

注 2：延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、注 1 に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものをいう。

注 3：3ヶ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3ヶ月以上遅延している貸出金（注 1、注 2 に掲げるものを除く。）をいう。

注 4：貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注 1、注 2 及び注 3 に掲げるものを除く。）をいう。

6. 事業用土地の再評価（施行規則第 127 条第 3 項第 1 号ロ）

「土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりとなります。

再評価の方法 固定資産税評価額に基づく再評価

再評価の年月日 平成 11 年 3 月 31 日

・再評価を行った事業用土地の今期決算における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額との合計額を下回る金額 463,371,662円

V 損益計算書に関する注記

1. 固定資産の減損会計（施行規則第128条第1項第2号）

当期において、以下の固定資産及び固定資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	その他
柳川市有明町	遊休資産	土地	旧両開給油所
柳川市三橋町垂見	給油所	土地	河童のお宿給油所
柳川市三橋町下百町	遊休資産	土地及び建物等	旧駅前支店
柳川市三橋町下百町	遊休資産	土地及び建物等	生活部
柳川市佃町	賃貸資産	土地及び建物等	旧東宮永出張所
柳川市吉富町	賃貸資産	土地	旧吉富倉庫

当組合は、信用・共済事業関連施設及びカントリー関連施設については管理会計の単位としている支所を基本にグルーピングし、経済事業関連施設については同種の施設単位でグルーピングしております。

営農関連施設及び生活関連施設及び本所については、J A全体の共用資産としております。遊休資産については、個々の場所単位に算定しております。

河童のお宿給油所については、事業損益の悪化が見られ、また旧両開給油所、旧駅前支店、生活部については現状遊休資産となっており、時価の著しい下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失（48,351,103円）として特別損失に計上しました。その内訳は、以下のとおりです。

場所	種類	減損金額
柳川市有明町 (旧両開給油所)	土 地	2,277,039円
柳川市三橋町垂見 (河童のお宿給油所)	土 地	1,690,146円
柳川市三橋町下百町 (旧駅前支店)	土 地	10,516,986円
	建 物 等	2,633,703円
	合 計	13,150,689円
柳川市三橋町下百町 (生活部)	土 地	14,078,979円
	建 物 等	11,673,830円
	合 計	25,752,809円
柳川市佃町 (旧東宮永出張所)	土 地	2,609,732円
	建 物 等	2,101,196円
	合 計	4,710,928円
柳川市吉富町 (旧吉富倉庫)	土 地	769,492円

なお、旧両開給油所及び河童のお宿給油所、旧駅前支店、生活部、旧東宮永出張所、旧吉富倉庫の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、時価は固定資産税評価額をもとに算定しております。

2. 棚卸資産に係る収益性の低下による簿価切下げ額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、99,684円の購買品評価損が含まれています。

VI 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項（施行規則第128条の2第1項第1号）

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金、制度資金にかかる転貸資金として、日本政策金融公庫等から借入れたものです。

経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査保全課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産査定基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」のうちその他有価証券に分類している債券、「貯金」及び「借入金」です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.48%上昇したものと想定した場合には、経済価値が295百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項（施行規則第128条の2第1項第2号）

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	52,895,224,947	52,835,671,456	△59,553,491
有価証券			
その他有価証券	3,949,428,620	3,949,428,620	—
貸出金	14,900,802,763		
貸倒引当金	△78,781,127		
貸倒引当金控除後	14,822,021,636	15,557,887,005	735,865,369
経済事業未収金	737,513,041		
貸倒引当金	△68,851,609		
貸倒引当金控除後	668,661,432	668,661,432	—
経済受託債権	958,798,550	958,798,550	—
資産計	73,294,135,185	73,970,447,063	676,311,878
貯金	72,429,371,591	72,361,457,615	△67,913,976
借入金	35,432,748	37,337,304	1,904,556
経済事業未払金	208,513,279	208,513,279	—
経済受託債務	1,347,309,682	1,347,309,682	—
負債計	74,020,627,300	73,954,617,880	△66,009,420

注1：貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

注2：貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金1,667,712円を含めています。

注3：経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、帳簿価額を時価とみなしています。また、延滞の生じている債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価とみなしています。

⑤ 経済受託債権

経済受託債権については、農産物の最終精算が行われるまでの一時的な勘定であるため、帳簿価額を時価とみなしています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、帳簿価額を時価とみなしています。

④ 経済受託債務

経済受託債務については、農産物の最終精算が行われるまでの一時的な勘定であるため、帳簿価額を時価とみなしています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりです。(単位：円)

貸借対照表計上額

外部出資 2,095,602,200

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	52,895,224,947					
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	235,006,100	22,503,260	61,909,260		53,397,000	3,576,613,000
貸出金	2,332,641,074	1,328,721,688	1,252,395,928	1,043,348,977	988,981,194	7,883,585,821
経済事業未収金	639,520,660					
合計	56,102,392,781	1,351,224,948	1,314,305,188	1,043,348,977	1,042,378,194	11,460,198,821

注1：貸出金のうち、当座貸越 161,852,952 円については「1年以内」に含めています。

注2：貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 71,128,081 円は償還の予定が見込まれていないため含めていません。

注3：経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権等 97,992,381 円は償還の予定が見込まれないため、含まれていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	66,497,734,995	2,950,187,382	2,238,804,435	362,156,787	380,487,992	
借入金	5,605,806	5,676,867	5,222,964	3,893,635	2,984,476	12,049,000
経済事業未払金	208,513,279					
合計	66,711,854,080	2,955,864,249	2,244,027,399	366,050,422	383,472,468	12,049,000

注1：貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VII 有価証券に関する注記

1. 時価のある有価証券（施行規則第129条第1項第1号）

有価証券の時価・評価差額に関する事項は、次のとおりです。

(1) その他有価証券で時価のあるもの

(単位：円)

		取得価額 (償却原価)	貸借対照表 計上額 (時価)	評価差額	
貸借対照表計上額 が取得価額又は償 却原価を超えるも の	債 券	国債	3,149,523,877	3,427,680,120	278,156,243
		地方債	49,963,445	51,561,500	1,598,055
		社債	257,730,368	269,433,000	11,702,632
		金融債	200,000,000	200,754,000	754,000
合計		3,657,217,690	3,949,428,620	292,210,930	

なお、評価差額から税効果部分を控除した額を、純資産の部の「その他有価証券評価差額金」として計上しています。

2. 売却した有価証券（施行規則第129条第1項第2号）

当年度中に売却した有価証券は、次の通りです。

(1) その他有価証券

(単位：円)

種類	売却額	売却益
国債	199,986,665	14,013,335
合計	199,986,665	14,013,335

VIII 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度（施行規則第130条第1項第1号）

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成10年6月16日・企業会計審議会））に基づく、当期における退職給付債務の内容等は以下のとおりです。

2. 退職給付債務及びその内訳（施行規則第130条第1項第2号）

退職給付債務	1,018,016,300円
退職給付引当金	115,408,474円
特定退職共済制度	902,607,826円

3. 退職給付費用及びその内訳（施行規則第130条第1項第3号）

退職給付費用	27,687,188円
勤務費用	27,687,188円

なお、勤務費用に、特定退職共済制度への掛け金40,176,000円は含まれていません。

4. 特例業務負担金の将来見込額（施行規則第130条第2項）

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金16,580,261円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成25年3月末現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、252,923,000円となっています。

Ⅹ 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳（施行規則第131条第1項第1号）

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産

退職給付引当金超過額	32,510,058円	
貸倒引当金超過額	26,215,173円	
賞与引当金超過額	25,904,046円	
減価償却超過額	16,449,060円	
役員退職慰労引当金超過額	7,518,074円	
その他	42,404,144円	
繰延税金資産小計	151,000,555円	
評価性引当額	△77,278,122円	
繰延税金資産合計	73,722,433円	(A)

繰延税金負債

全農とふくれんの合併に係るみなし配当	△12,151,176円	
有価証券評価益	△80,650,216円	
繰延税金負債合計	△92,801,392円	(B)

繰延税金資産(A) + (B) △19,078,959円

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金負債として、貸借対照表に表示しています。

2. 法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因（施行規則第131条第1項第2号）

法定実効税率	29.40%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.22%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△1.54%
住民税均等割等	0.72%
再評価土地の増減額	△6.45%
評価性引当額の増減額	14.35%
その他	△2.35%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.35%

○平成25年度注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法（施行規則第126条第1項第1号）

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

関連会社株式

移動平均法による原価法

その他の有価証券（時価があるもの）

期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

購入品 …………… 売価還元法による原価法

（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

加工品 …………… 最終仕入原価法による原価法

（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

葬祭品 …………… 最終仕入原価法による原価法

（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

印紙、証紙 …………… 個別法による原価法

販売品 …………… 最終仕入原価法による原価法

（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法（施行規則第126条第1項第2号）

(1) 有形固定資産

①建物

a) 平成10年3月31日以前に取得したもの …………… 旧定率法

b) 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの …………… 旧定額法

c) 平成19年4月1日以後に取得したもの …………… 定額法

②建物以外

a) 平成19年3月31日までに取得したもの …………… 旧定率法

b) 平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得したもの ……
…一定率法(250%定率法)

c) 平成24年4月1日以後に取得したもの …………… 定率法(200%定率法)

耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によつています。

(2) 無形固定資産 …………… 定額法

自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

3. 引当金の計上基準（施行規則第126条第1項第5号）

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産の償却・引当基準及び経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）については、それぞれ過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率に基づき算出した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。なお、この基準に基づき、当期は税法繰入限度額により算定した金額を計上しています。

破綻懸念先債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率に基づき算出した金額を計上しています。

実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権額から早期処分を前提とした担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引当てています。

なお、すべての自己査定は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当期に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

4. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法（施行規則第126条第1項第9号）

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

II 表示方法の変更に関する注記（施行規則第126条の3）

従来、福岡県畜産協会に対する出資は外部出資勘定に計上していましたが、同協会において外部出資を「預り金」等の負債として扱う変更がなされているため、当事業年度より外部出資勘定から経済預け金勘定に振り替えております。

III 貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の圧縮記帳額（施行規則第127条第1項第2号）

有形固定資産の取得価格から控除している圧縮記帳額は、4,076,090,371円であり、その内訳は次のとおりです。

(種類) 建物	(圧縮記帳累計額)	1,271,594,209円
(種類) 建物附属設備	(圧縮記帳累計額)	24,900,104円
(種類) 構築物	(圧縮記帳累計額)	597,178,394円
(種類) 機械装置	(圧縮記帳累計額)	2,116,370,455円
(種類) 車両運搬具	(圧縮記帳累計額)	3,991,000円
(種類) 器具備品	(圧縮記帳累計額)	48,869,846円
(種類) 土地	(圧縮記帳累計額)	13,186,363円

2. 担保に供されている資産（施行規則第127条第1項第6号）

①以下の資産は、為替決済等の取引の担保として信連に差し入れています。

(種類) 預金	(金額)	580,000,000円
---------	------	--------------

3. 役員に対する金銭債権債務（施行規則第 127 条第 1 項第 11 号・第 12 号）

理事及び監事に対する金銭債権の総額 金銭債権の総額 28,812,099円

4. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳（施行規則第 127 条第 3 項第 1 号イ）

貸出金のうち、リスク管理債権に該当する金額は 209,850,334 円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：円)

種類	残高
破綻先債権	16,255,982
延滞債権	191,394,352
3ヶ月以上延滞債権	2,200,000
貸出条件緩和債権	0
合計	209,850,334

注 1：破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じているものをいう。

注 2：延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、注 1 に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものをいう。

注 3：3ヶ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金（注 1、注 2 に掲げるものを除く。）をいう。

注 4：貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注 1、注 2 及び注 3 に掲げるものを除く。）をいう。

5. 事業用土地の再評価（施行規則第 127 条第3項第1号ロ）

「土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりとなります。

再評価の方法	固定資産税評価額に基づく再評価
再評価の年月日	平成11年3月31日

・再評価を行った事業用土地の今期決算における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額との合計額を下回る金額 475,984,472円

IV 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項（施行規則第 128 条の2第1項第1号）

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組員や地域から預かった貯金を原資に、農家組員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、制度資金にかかる転貸資金として、日本政策金融公庫等から借入れたものです。経済事業未収金は、組員等の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査保全課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産査定基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」のうちその他有価証券に分類している債券、「貯金」及び「借入金」です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.21%上昇したものと想定した場合には、経済価値が112百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項(施行規則第128条の2第1項第2号)

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位:円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	54,429,364,863	54,387,402,204	△41,962,659
有価証券			
その他有価証券	3,904,390,850	3,904,390,850	—
貸出金	13,520,529,680		
貸倒引当金	△57,399,372		
貸倒引当金控除後	13,463,130,308	14,016,534,181	553,403,873
経済事業未収金	810,207,560		
貸倒引当金	△89,799,658		
貸倒引当金控除後	720,407,902	720,407,902	—
経済受託債権	1,047,041,990	1,047,041,990	—
資産計	73,564,335,913	74,075,777,127	511,441,214
貯金	72,106,686,740	72,056,770,110	△49,916,630
借入金	29,826,942	31,262,358	1,435,416
経済事業未払金	285,401,217	285,401,217	—
経済受託債務	1,317,217,736	1,317,217,736	—
負債計	73,739,132,635	73,690,651,421	△48,481,214

注1:貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

注2：貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金 3,473,619 円を含めています。

注3：経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、帳簿価額を時価とみなしています。また、延滞の生じている債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価とみなしています。

⑤ 経済受託債権

経済受託債権については、農産物の最終精算が行われるまでの一時的な勘定であるため、帳簿価額を時価とみなしています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、帳簿価額を時価とみなしています。

④ 経済受託債務

経済受託債務については、農産物の最終精算が行われるまでの一時的な勘定であるため、帳簿価額を時価とみなしています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりです。(単位：円)

貸借対照表計上額

外部出資 2,098,512,200

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	54,429,364,863					
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	22,000,000	60,000,000		50,000,000	100,000,000	3,400,000,000
貸出金	1,891,305,686	1,314,278,135	1,100,983,690	1,038,277,534	978,210,447	7,151,271,000
経済事業未収金	725,824,067					
合計	57,068,494,616	1,374,278,135	1,100,983,690	1,088,277,534	1,078,210,447	10,551,271,000

注1：貸出金のうち、当座貸越158,069,696円については「1年以内」に含めています。

注2：貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等42,729,569円は償還の予定が見込まれていないため含めていません。

注3：経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権等84,383,493円は償還の予定が見込まれないため、含まれていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	66,799,420,437	2,849,983,704	1,806,446,110	355,541,089	295,295,400	
借入金	5,676,867	5,222,964	3,893,635	2,984,476	2,570,000	9,479,000
経済事業未払金	285,401,217					
合計	67,090,498,521	2,855,206,668	1,810,339,745	358,525,565	297,865,400	9,479,000

注1：貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

V 有価証券に関する注記

1. 時価のある有価証券（施行規則第129条第1項第1号）

有価証券の時価・評価差額に関する事項は、次のとおりです。

(1) その他有価証券で時価のあるもの

(単位：円)

			取得価額 (償却原価)	貸借対照表 計上額 (時価)	評価差額
貸借対照表計上額 が取得価額又は償 却原価を超えるも の	債 券	国債	3,316,400,483	3,585,185,350	268,784,867
		地方債	49,978,571	50,900,000	921,429
		社債	257,356,948	268,305,500	10,948,552
合計			3,623,736,002	3,904,390,850	280,654,848

なお、評価差額から税効果部分を控除した額を、純資産の部の「その他有価証券評価差額金」として計上しています。

VI 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度（施行規則第130条第1項第1号）

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表（施行規則第130条第2項）

期首における退職給付引当金	115,408,474円
退職給付費用	18,719,018円
退職給付の支払額	<u>△16,664,781円</u>
期末における退職給付引当金	117,462,711円

なお、退職給付費用に、特定退職共済制度への拠出金41,232,000円は含まれておりません。

3. 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表（施行規則第130条第4項）

退職給付債務	1,019,271,640円
特定退職共済制度	<u>△901,808,929円</u>
未積立退職給付債務	<u>117,462,711円</u>
退職給付引当金	117,462,711円

4. 退職給付に関連する損益（施行規則第130条第5項）

勤務費用	<u>18,719,018円</u>
退職給付費用	18,719,018円

5. 特例業務負担金の将来見込額（施行規則第130条第2項）

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金16,794,253円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成26年3月末現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、254,699,000円となっています。

VII 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳（施行規則第131条第1項第1号）

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産

退職給付引当金超過額	32,419,708円
貸倒引当金超過額	27,416,632円
賞与引当金超過額	26,046,120円
減価償却超過額	14,903,331円
役員退職慰労引当金超過額	9,135,324円
その他	40,069,878円
繰延税金資産小計	<u>149,990,993円</u>
評価性引当額	<u>△75,068,148円</u>
繰延税金資産合計	<u>74,922,845円 (A)</u>

繰延税金負債

全農とふくれんの合併に係るみなし配当	△12,151,176円
有価証券評価益	△77,460,737円
繰延税金負債合計	△89,611,913円 (B)

繰延税金資産 (A) + (B) △14,689,068円

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金負債として、貸借対照表に表示しています。

2. 法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因（施行規則第131条第1項第2号）

法定実効税率 (調整)	29.40%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.75%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△1.69%
住民税均等割等	0.85%
評価性引当額の増減額	△0.81%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.07%
その他	△1.78%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.79%

3. 繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率の変更（施行規則第131条第1項第3号）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の29.4%から27.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額は）2,919,827円減少しており、法人税等調整額が2,919,827円増加しております。

◆ 剰余金処分計算書（又は損失処理計算書）

（単位：千円）

科 目	平成24年度	平成25年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	209,249	247,758
当 期 剰 余 金	156,846	195,163
前 期 繰 越 剰 余 金	68,490	46,899
再 評 価 差 額 金 取 崩 額	△56,087	5,696
目 的 積 立 金 目 的 取 崩 額	40,000	0
剰 余 金 処 分 額	162,350	202,297
利 益 準 備 金	40,000	40,000
任 意 積 立 金	110,000	150,000
出 資 配 当 金	12,350	12,297
次 期 繰 越 剰 余 金	46,898	45,461

2. 財務諸表の正確性等にかかる確認

私は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。

当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理態勢の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成26年8月1日

柳川農業協同組合

代表理事組合長 成清法作

3. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、人、%)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
経常収益（事業収益）	9,990	9,467	10,241	10,232	10,377
信用事業収益	758	689	657	661	639
共済事業収益	503	490	481	483	455
農業関連事業収益	7,063	6,417	7,201	7,140	7,321
その他事業収益	1,666	1,871	1,902	1,948	1,962
経常利益	136	140	276	312	280
当期剰余金	103	139	176	156	195
出資金	1,265	1,257	1,251	1,244	1,239
(出資口数)	(1,265,255)	(1,257,950)	(1,251,398)	(1,244,458)	(1,239,257)
純資産額	4,483	4,526	4,779	5,034	5,203
総資産額	75,849	74,786	78,969	80,609	80,490
貯金等残高	68,175	67,234	71,289	72,429	72,106
貸出金残高	17,571	16,662	16,115	14,900	13,517
有価証券残高	1,782	2,175	2,813	3,949	3,904
剰余金配当金額					
・出資配当の額	12	12	12	12	12
・事業利用分量配当の額	0	0	0	0	0
職員数	284	289	280	283	280
単位自己資本比率	16.46%	17.09%	17.39%	17.26%	17.85%

(注)

- ・当期剰余金は、銀行等の当期利益に該当するものです。
- ・「単位自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。なお、平成24年度以前は旧告示（バーゼルII）に基づく単位自己資本比率を記載しています。

4. 利益総括表

(単位：百万円%)

項目	24年度	25年度
資金運用収支	578	565
役員取引等収支	9	9
その他信用事業収支	△39	△19
信用事業粗利益	548	555
信用事業粗利益率	0.61	0.78
事業粗利益	2,217	2,163
事業粗利益率	2.50	2.42

注) 信用事業粗利益率＝信用事業粗利益／信用事業資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 事業粗利益率＝事業粗利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

5. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円%)

	平成24年度			平成25年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	69,922	565	0.808	70,233	547	0.778
うち預金	51,505	250	0.485	52,447	253	0.482
うち貸出金	15,252	259	1.698	14,283	232	1.624
うち有価証券	3,165	56	1.769	3,503	62	1.769
資金調達勘定	71,051	37	0.052	71,418	32	0.044
うち貯金・定積	71,012	36	0.050	71,384	31	0.043
うち借入金	39	1	2.564	34	1	2.941
総資金利ざや	—	—	0.749	—	—	0.729

注) 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回り＋経費率）
 経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定（貯金・定期積立金＋借入金）平均残高

6. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	平成24年度増減額	平成25年度増減額
受取利息	△18	△18
うち		
貸出金	△38	△27
商品有価証券	15	6
有価証券	0	0
コールローン	0	0
買入手形	0	0
預け金	5	3
支払利息	△10	△5
うち		
貯金	△10	△5
譲渡性貯金	0	0
借入金	0	0
差し引き	△8	△13

注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連（又は農林中金）からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

7. 自己資本の充実の状況

以下で使用している用語については、59・60 ページの「自己資本比率の算定に関する用語解説一覧」をご参照ください。

◆自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	25年度	経過措置による不 算入額
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	4,260	
うち、出資金及び資本準備金の額	1,239	
うち、再評価積立金の額	0	
うち、利益剰余金の額	3,043	
うち、外部流出予定額 (△)	12	
うち、処分未済持分の額 (△)	10	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	48	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	48	
うち、適格引当金コア資本算入額	0	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	
うち、回転出資金の額	0	
うち、上記以外に該当するものの額	0	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	493	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	4,801	
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	0	
うち、のれんに係るものの額	0	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	0	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	0	
適格引当金不足額	0	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	0	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	0	
前払年金費用の額	0	
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	0	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	0	

項 目	25年度	経過措置による不 算入額
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	0	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	0	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	0	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資 産に関連するものの額	0	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連す るものの額	0	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	0	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	0	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資 産に関連するものの額	0	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連す るものの額	0	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	0	
自己資本		
自己資本の額 ((イ) — (ロ)) (ハ)	4,801	
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	22,979	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額 の合計額	△3,196	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシ ング・ライツに係るものを除く）	2	
うち、繰延税金資産	0	
うち、前払年金費用	0	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△4,293	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係 るものの額	0	
うち、上記以外に該当するものの額	1,095	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除し て得た額	3,912	
信用リスク・アセット調整額	0	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	0	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	26,891	
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	17.85%	

(単位：百万円、%)

項 目	24年度
基本的項目 (A)	4,077
出資金	1,244
(うち後配出資金)	0
回転出資金	0
再評価積立金	0
資本準備金	0
利益準備金	1,219
任意積立金	1,426
次期繰越剰余金	197
処分未済持分	△9
その他有価証券の評価差損	—
営業権相当額	0
企業結合により計上される無形固定資産相当額	0
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	0
補完的項目 (B)	549
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	496
一般貸倒引当金	53
負債性資本調達手段等	0
負債性資本調達手段	0
期限付劣後債務	0
補完的項目不算入額	0
自己資本総額 (C)=(A)+(B)	4,626
控除項目 (D)	0
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	0
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	0
期限付劣後債務及びこれに準ずるもの	0
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	0
基本的項目からの控除分を除く自己資本控除とされる証券化エクスポージャー（ファンドのうち裏付資産を把握できない資産を含む。）及び信用補完機能を持つI/Oストリップス（告示第223条を準用する場合を含む。）	0
控除項目不算入額	
自己資本額 (E)= (C)-(D)	4,626
リスク・アセット等計 (F)	26,793
資産（オン・バランス）項目	22,923
オフ・バランス取引項目	0

項 目	24年度
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	3,870
基本的項目比率 (A)/(F)	15.21%
自己資本比率 (E)/(F)	17.26%

(注)

1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しており、平成24年度は旧告示（バーゼルⅡ）に基づく単体自己資本比率を記載しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセットの算出にあつては標準的手法、信用リスク削減手法の適用にあつては簡便手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。
4. 平成24年度については、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例を定める告示（平成24年金融庁・農水省告示第13号）」に基づき基本的項目から、その他有価証券評価差損を控除していないため、「その他有価証券の評価差損」は「-」（ハイフン）で記載しています。

◆自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用語	内容
自己資本比率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額）で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、JAバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。
自己資本の額	『コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額（経過措置適用後の額）』のことです。
エクスポージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引（以下「資産等」といいます。）の与信相当額のことです。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。
信用リスク・アセット額	エクスポージャー（リスクを有する資産等）に対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスクの大きさに応じた掛目（リスク・ウェイト）を乗じて算出したものです。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク（相当額）	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあつては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
基礎的手法	新BIS規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。1年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業にかかるその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業にかかるその他の費用、国債等債権売却損・償還損・償却、役務取引等費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるものことです。

コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
証券化エクスポージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことです。
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
カレント・エクスポージャー方式	派生商品取引及び長期決済期間取引を直評価することにより算出する再構築越コスト（同一の取引を取引の相手方において取引の継続的履行が不可能となったような場合に、同一の取引を市場で再構成する場合に必要なとなるコスト）に当該取引の想定元本（取引にかかる利息等を計算するための名目の元本）に取引内容や期間に応じた一定の掛目を乗じて算出される金額を加算することで与信相当額を算出する方法のことです。
プロテクションの購入及び提供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新B I S規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
想定元本	投資元本がない金融派生商品において、金利計算等を行うための名目上の元本のことです。
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
オリジネーター	証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。
信用補完機能を持つI/O ストリップス	信用補完機能を持つI/O ストリップスとは、原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受ける権利であって、金融機関が留保又は譲り受けた他に劣後しているものを指します。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化を当てはめることです。
上下 200 ベーシスポイントの平行移動	金利リスクの算出において、市場金利が一律 2%（0.01%が 1 ベーシスポイント）上昇あるいは低下した場合の現在価値の変化額を算出する方法のことです。
1 パーセンタイル値・99 パーセンタイル値	金利リスク量の算出において、期間ごとの金利の 1 年前との変化幅のデータを最低 5 年分集め、小さい方から大きい方へ並べて、データ数の 1% 目もしくは 99% 目の値を変化幅として使用する方法のことです。
アウトライヤー基準	金融機関が保有する金利リスク量が自己資本に対して 20% を超える経済価値の低下が生じる場合にアウトライヤーとし、金融庁や行政等が早期警戒制度の枠組みの中でモニタリングを行います。

◆自己資本の充実度に関する事項

◇信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	24年度			25年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,168	0	0	3,336	0	0
我が国の地方公共団体向け	5,776	0	0	4,506	0	0
地方公共団体金融機関向け	0	0	0	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	258	26	1	258	26	1
地方三公社向け	0	0		0	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	54,142	11,659	466	54,438	10,888	435
法人等向け	232	223	9	222	213	8
中小企業等及び個人向け	697	450	18	691	447	18
抵当権付住宅ローン	1,493	513	21	1,295	444	18
不動産取得等事業向け	7	8	0	7	7	0
3月以上延滞等	341	374	15	295	291	12
信用保証協会等保証付	4,790	473	19	4,906	485	19
共済約款貸付	5	0	0	9	0	0
出資等	2,095	2,096	84	267	267	11
他の金融機関等の対象資本調達手段	—	—	—	2,862	0	0
特定項目のうち調整項目に算入されないもの	—	—	—	0	0	0
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	0	0	0	0	0	0
証券化	0	0	0	0	0	0
経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの	—	—	—	—	2,864	115
上記以外	7,461	7,101	284	7,263	7,047	282
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	—	—	—	80,355	22,979	919
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	0	0
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	0	0	0
信用リスク・アセットの額の合計額	80,465	22,923	917	80,355	22,979	919

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

3. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
4. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目（無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産等）および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
5. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

◇オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び基礎的手法の額

(単位：百万円)

24年度		25年度	
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
3,870	154	3,912	156

(注)

1. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用していません。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

◇所要自己資本額

(単位：百万円)

24年度		25年度	
リスク・アセット等（分母）合計 a	所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等（分母）合計 a	所要自己資本額 b = a × 4%
26,031	1,041	26,891	1,075

◆信用リスクに関する事項

◇標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等の次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(M o o d y 's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ [®] (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、 Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、 Fitch	

◇信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	24年度			25年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
信用リスク 期末残高	80,465	14,955	3,666	80,357	13,529	3,632
信用リスク 平均残高	69,833	15,254	3,166	70,145	14,293	3,506

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

リスク削減手法に適用した保証・クレジットデリバティブに係る免責額は対象としない。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの地域別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	24年度			25年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
国内	80,465	14,955	3,666	80,357	13,529	3,632
国外	0	0	0	0	0	0
合計	80,465	14,955	3,666	80,357	13,529	3,632

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

		24年度			25年度		
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
			うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
法人	農業	40	40	0	49	49	0
	林業	0	0	0	0	0	0
	水産業	0	0	0	0	0	0
	製造業	0	0	0	0	0	0
	鉱業	0	0	0	0	0	0
	建設・不動産業	0	0	0	0	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	258	0	258	258	0	258
	金融・保険業	54,143	1,039	201	57,311	1,031	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	20	20	0	14	14	0
	日本国政府・地方公共団体	8,934	5,727	3,207	7,830	4,456	3,374
	その他	2,214	108	0	363	94	0
	個人	8,114	7,988	0	7,970	7,851	0
その他	6,742	33	0	6,562	34	0	
合計	80,465	14,955	3,666	80,357	13,529	3,632	

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。
2. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	24年度			25年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
1年以下	53,717	579	235	54,941	481	22
1年超3年以下	518	436	82	707	647	60
3年超5年以下	982	932	50	682	531	151
5年超7年以下	1,649	1,549	100	536	536	0
7年超10年以下	3,946	3,946	0	5,934	5,334	599
10年超	10,344	7,145	3,199	8,451	5,652	2,800
期限の定めのないもの	9,309	368	0	9,106	348	0
合計	80,465	14,955	3,666	80,357	13,529	3,632

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇3月以上延滞エクスポージャーの期末残高の地域別の内訳

(単位：百万円)

	24年度	25年度
国内	341	294
国外	0	0
合計	341	294

(注)

1. 「3月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのほか、外部格付・カントリーリスク・スコアによってリスク・ウェイトが150%となったエクスポージャーを含めています。

◇ 3 月以上延滞エクスポージャーの期末残高の業種別の内訳

(単位：百万円)

		2 4 年度	2 5 年度
法 人	農業	0	0
	林業	0	0
	水産業	0	0
	製造業	0	0
	鉱業	0	0
	建設・不動産業	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0
	運輸・通信業	0	0
	金融・保険業	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0
	日本国政府・地方公共団体	0	0
	その他	7	6
	個 人		334
合 計		341	294

(注)

1. 「3 月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上延滞しているエクスポージャーのほか、及び外部格付・カントリーリスク・スコアによってリスク・ウェイトが 150%となったエクスポージャーを含めています。

◇貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	24年度					25年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	58	52	—	58	52	52	47	—	52	47
個別貸倒引当金	78	95	1	77	95	95	99	0	95	99
国内	78	95	1	77	95	95	99	0	95	99
国外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法										
農業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設・不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人										
運輸・通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
卸売・小売・飲食・サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本国政府・地方公共団体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個人	78	95	1	77	95	95	99	0	95	99

◇貸出金償却の額

(単位：百万円)

項目		24年度	25年度
法人	農業	0	0
	林業	0	0
	水産業	0	0
	製造業	0	0
	鉱業	0	0
	建設・不動産業	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0
	運輸・通信業	0	0
	金融・保険業	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0
	日本国政府・地方公共団体	0	0
	その他	0	0
	個人	0	0
	合計	0	0

◇信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		24年度			25年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	0	9,459	9,459	0	8,214	8,214
	リスク・ウェイト 2%	0			0	0	0
	リスク・ウェイト 4%	0			0	0	0
	リスク・ウェイト 10%	0	4,986	4,986	0	5,103	5,103
	リスク・ウェイト 20%	0	53,114	53,114	0	54,459	54,459
	リスク・ウェイト 35%	0	1,485	1,485	0	1,289	1,289
	リスク・ウェイト 50%	0	65	65	0	66	66
	リスク・ウェイト 75%	0	597	597	0	595	595
	リスク・ウェイト 100%	0	10,554	10,554	0	10,475	10,475
	リスク・ウェイト 150%	0	205	205	0	156	156
	リスク・ウェイト 200%	0	0	0	0	0	0
	リスク・ウェイト 250%	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
リスク・ウェイト 1250%		—	0	0	—	0	0
計		—	80,465	80,465	—	80,357	80,357

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
3. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。
4. 平成 24 年度の「1250%」の項目には、自己資本控除とした額を記載しています。

◆信用リスク削減手法に関する事項

◇ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

◇ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	24年度			25年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット ・デリバ ティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット ・デリバ ティブ
地方公共団体金融機関向け	0	0	0	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0	0	0	0
金融機関向け及び第一種金融 商品取引業者向け	0	0	0	0	0	0
法人等向け	0	0	0	0	0	0
中小企業等及び個人向け	30	10	0	22	10	0
抵当権住宅ローン	0	0	0	0	0	0
不動産取得等事業向け	0	0	0	0	0	0
3月以上延滞等	0	0	0	0	0	0
証券化	0	0	0	0	0	0
中央清算機関関連	0	0	0	0	0	0
上記以外	11	0	0	9	0	0
合計	41	10	0	31	10	0

(注)

1. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことであります。
2. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

◆派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

◆証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

◆出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◇出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する運用会議を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた联合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

◇出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	24年度		25年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	0	0	0	0
非上場	2,095	2,095	2,098	2,098
合計	2,095	2,095	2,098	2,098

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です

◇出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

	24年度			25年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上場	0	0	0	0	0	0
非上場	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

◇貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益等）

(単位：百万円)

	24年度		25年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	0	0	0	0
非上場	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

◇貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関係会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

	24年度		25年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	—	—	—	—
非上場	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

◆金利リスクに関する事項

◇金利リスクの算定方法の概要

金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、貯金等)が、金利の変動により発生するリスク量を見るものです。当組合では、市場金利が上下に2%変動した時に受ける金利リスク量を算出することとしています。

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当組合では、普通貯金等の額の50%相当額を0~5年の期間に均等に振り分けて(平均残存2.5年)リスク量を算定しています。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク=運用勘定の金利リスク量+調達勘定の金利リスク量(▲)

◇金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位：百万円)

	24年度	25年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	△1,096	△921

Ⅷ. 直近2事業年度における事業の実績

1. 信用事業

◆貯金に関する指標

①科目別貯金平均残高

(単位：百万円)

種類	24年度	25年度	増減
流動性貯金	26,383 (37.2)	27,540 (38.6)	1,157
定期性貯金	44,569 (62.7)	43,795 (61.3)	△774
その他の貯金	60 (0.1)	49 (0.1)	△11
小計	71,012 (100.0)	71,384 (100.0)	372
譲渡性貯金	0 (0.0)	0 (0.0)	0
合計	71,012 (100.0)	71,384 (100.0)	372

注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比です

②定期貯金残高

(単位：百万円)

種類	24年度	25年度	増減
定期貯金	40,738 (97.2)	39,636 (97.2)	△1,102
うち固定自由金利定期	40,723 (99.9)	39,621 (99.9)	△1,102
うち変動自由金利定期	15 (0.1)	15 (0.1)	0
定期積金	1,192 (2.8)	1,148 (2.8)	△44

注) 1. 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

2. 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

3. () 内は構成比です。

◆貸出金に関する指標

①科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種類	24年度	25年度	増減
手形貸付	385	362	△23
証書貸付	14,694	13,767	△927
当座貸越	172	161	△11
合計	15,251	14,290	△961

②貸出金の金利条件別内訳

(単位：百万円)

種類	24年度	25年度	増減
固定金利貸出	12,978 (87.1)	11,657 (86.2)	△1,321
変動金利貸出	1,922 (12.9)	1,860 (13.8)	△62
合計	14,900 (100.0)	13,517 (100.0)	△1,383

注) () 内は構成比です。

③貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

種類	24年度	25年度	増減
貯金・定期積金等	101	93	△8
有価証券	0	0	0
動産	0	0	0
不動産	0	0	0
その他担保物	10	9	△1
小計	111	102	△9
農業信用基金協会保証	4,784	4,900	116
その他保証	580	611	31
小計	5,364	5,511	147
信用	9,425	7,904	△1,521
合計	14,900	13,517	△1,383

④債務保証見返額の担保別内訳

(単位：百万円)

種類	24年度	25年度	増減
貯金・定期積金等	0	0	0
有価証券	0	0	0
動産	0	0	0
不動産	0	0	0
その他担保物	0	0	0
小計	0	0	0
信用	0	0	0
合計	0	0	0

⑤貸出金の使途別内訳

(単位：百万円)

種類	24年度	25年度	増減
設備資金	13,746 (92.3)	12,371 (91.5)	△1,375
運転資金	1,154 (7.7)	1,146 (8.5)	△8
合計	14,900 (100.0)	13,517 (100.0)	△1,383

⑥貸出金の業種別残高

(単位：百万円)

種類	24年度	25年度	増減
農業	662 (4.4)	809 (5.9)	147
林業	0 (0.0)	0 (0.0)	0
水産業	355 (2.3)	393 (2.9)	38
製造業	687 (4.6)	705 (5.2)	18
鉱業	32 (0.2)	31 (0.2)	△1
建設業	379 (2.5)	389 (2.8)	10
不動産業	17 (0.1)	17 (0.1)	0
電気・ガス・熱供給・水道業	89 (0.6)	106 (0.7)	17
運輸・通信業	266 (1.7)	271 (2.0)	5
卸売・小売・飲食業	221 (1.4)	239 (1.7)	18
サービス業	737 (4.9)	779 (5.7)	42
金融・保険業	1,085 (7.2)	1,088 (8.0)	3
地方公共団体	5,691 (38.1)	4,455 (32.9)	△1,236
その他	4,679 (32.0)	4,235 (31.9)	△444
合計	14,900 (100.0)	13,517 (100.0)	△1,383

注) () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦主要な農業関係の貸出金残高（法定）

（ア）営農類型別

（単位：百万円）

種 類	24年度	25年度	増 減
農 業	0	0	0
穀 作	0	0	0
野菜・園芸	0	0	0
果樹・樹園農業	0	0	0
工 芸 作 物	0	0	0
養豚・肉牛・酪農	0	0	0
養鶏・養卵	0	0	0
養 蚕	0	0	0
その他農業	662	809	147
農業関連団体等	—	—	—
合 計	662	809	147

（注）1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者が含まれます。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農（経済連）の子会社等が含まれています。

（イ）資金種類別

〔貸出金〕

（単位：百万円）

種 類	24年度	25年度	増 減
プロパー資金	—	—	—
農業制度資金	—	—	—
農業近代化資金	189	210	21
その他制度資金	36	30	△6
合 計	225	240	15

（注）1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融通しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは②のみを対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

（単位：百万円）

種 類	24年度	25年度	増 減
日本政策金融公庫資金	—	—	—
その他	—	—	—
合 計	—	—	—

（注）1. 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

	24年度	25年度	増減
破綻先債権額	17	16	△1
延滞債権額	224	191	△33
3ヶ月以上延滞債権	6	2	△4
貸出条件緩和債権額	0	0	0
合計	247	209	△38

注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸出金償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金）をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヶ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヶ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

⑨金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分	債権額	保全額			
		担保	保証	引当	合計
破綻更正債権およびこれらに準ずる債権	160	89	17	54	160
危険債権	48	47	1	—	48
要管理債権	2	2	0	—	2
小計	210	138	18	54	210
正常債権	13,318				
合計	13,528				

注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当JAは同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

①破綻更正債権およびこれらに準ずる債権

法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

②危険債権

経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権

③要管理債権

3ヶ月以上延滞貸出債権および条件緩和債権

④正常債権

上記以外の債権

⑩元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

⑪貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区分	24年度					25年度				
	期首 残高	期中 増加高	期中減少高		期末 残高	期首 残高	期中 増加高	期中減少高		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	58	52		58	52	52	48		52	48
個別貸倒引当金	80	95	2	78	95	95	99	—	95	99
合計	138	147	2	136	147	147	147		147	147

⑫貸出金償却の額

(単位：百万円)

	24年度	25年度	増減
貸出金償却額	0	0	0

注) 上記の貸出金償却額は売却損を含んでいます。

◆為替

①内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種類		24年度		25年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	6,545	81,349	6,857	80,449
	金額	7,747	23,228	8,111	21,186
代金取立為替	件数	0	0	2	0
	金額	0	0	8	0
雑為替	件数	493	81	429	81
	金額	54	21	59	40
合計	件数	7,038	81,430	7,288	80,530
	金額	7,801	23,249	8,178	21,226

◆有価証券に関する指標

①種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

	24年度	25年度	増減
国債	2,728	3,140	412
地方債	50	50	0
政府保証債	0	0	0
金融債	200	55	△145
短期社債	0	0	0
社債	187	258	71
株式	0	0	0
受益証券	0	0	0
合計	3,165	3,503	338

注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

②商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のない もの	合計
24年度								
国債	34	32	0	100	0	3,000	0	3,166
地方債	0	50	0	0	0	0	0	50
政府保証債	0	0	0	0	0	0	0	0
金融債	200	0	0	0	0	0	0	200
短期社債	0	0	0	0	0	0	0	0
社債	0	0	50	0	0	200	0	250
株式	0	0	0	0	0	0	0	0
受益証券	0	0	0	0	0	0	0	0
投資証券	0	0	0	0	0	0	0	0
25年度								
国債	22	10	100	0	600	2,600	0	3,332
地方債	0	50	0	0	0	0	0	50
政府保証債	0	0	0	0	0	0	0	0
金融債	0	0	0	0	0	0	0	0
短期社債	0	0	0	0	0	0	0	0
社債	0	0	50	0	0	200	0	250
株式	0	0	0	0	0	0	0	0
受益証券	0	0	0	0	0	0	0	0
投資証券	0	0	0	0	0	0	0	0

◆有価証券の時価情報等

①有価証券の時価情報

(単位：百万円)

項目	24年度			25年度		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
売買目的	0	0	0	0	0	0
満期保有目的	0	0	0	0	0	0
その他	3,657	3,949	292	3,623	3,904	280
合計	3,657	3,949	292	3,623	3,904	280

- 注) 1.時価は期末日における市場価格等によっております。
 2.取得価額は、取得原価又は償却原価によっています。
 3.売買目的有価証券については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益については当期の損益に含めています。
 4.満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しています。
 5.その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としています。
 6.時価の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっています。
 ①取引所上場有価証券については、主として東京証券取引所における最終価格によっています。
 ②店頭株式については、日本証券業協会が公表する売買価格等によっています。

②デリバティブ取引等

(金融先物取引等、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)
該当する取引はありません。

2. 共済事業

①長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種類		24年度		25年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命総合共済	終身共済	16,159	81,411	18,197	85,991
	定期生命共済	—	65	—	66
	養老生命共済	3,421	60,661	2,481	53,609
	うちこども	764	9,135	541	9,132
	医療共済	100	1,766	36	1,528
	がん共済	—	281	—	233
	定期医療共済	—	338	—	296
	介護共済	—	—	5	5
	年金共済	—	10	—	—
建物更生共済		7,537	119,877	6,551	119,438
合計		27,217	264,409	27,270	261,166

(注) 金額は、保障金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額(付加された定期特約金額等を含む)、年金共済は付加された定期特約金額)を表示しています。

②医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：百万円)

種類	24年度		25年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	8	20	5	25
がん共済	—	2	1	4
定期医療共済	—	1	—	—
合計	8	23	6	29

(注) 金額は入院共済金額を表示しています。

③介護共済の介護共済金額保有額

(単位：百万円)

種類	24年度		25年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	—	—	16	16
合計	—	—	16	16

(注) 金額は、介護共済金額を表示しています。

④年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種類	24年度		25年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	198	2,073	161	2,018
年金開始後	—	519	—	537
合計	198	2,592	161	2,555

(注) 金額は、年金年額（利率変動型年金にあたっては、最低保証年金額）を表示しています。

⑤短期共済新契約高

(単位：百万円)

種類	24年度	25年度
火災共済	3,835	3,690
傷害共済	21,604	20,033
自動車共済	304	314
賠償責任共済	—	—
自賠責共済	77	89
合計	25,820	24,126

- (注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。
2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

Ⅸ. 直近2事業年度における事業の状況を示す指標

1. 利益率

(単位：%)

項目	24年度	25年度	増減
総資産経常利益率	0.35	0.31	△0.04
資本経常利益率	6.67	5.81	△0.86
総資産当期純利益率	0.17	0.21	0.04
資本当期純利益率	3.34	4.04	0.70

- 注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区分		24年度	25年度
貯貸率	期末	20.5	18.7
	期中平均	21.4	20.0
貯証率	期末	5.4	5.4
	期中平均	4.4	4.9

- 注) 1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100
2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100
4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100